

# 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の改正（平成23年5月1日施行）

## 1. 土砂災害防止法一部改正の概要

### — 大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化 —

#### 1.1 土砂災害防止法改正の目的、背景、経緯

##### ■法改正の目的

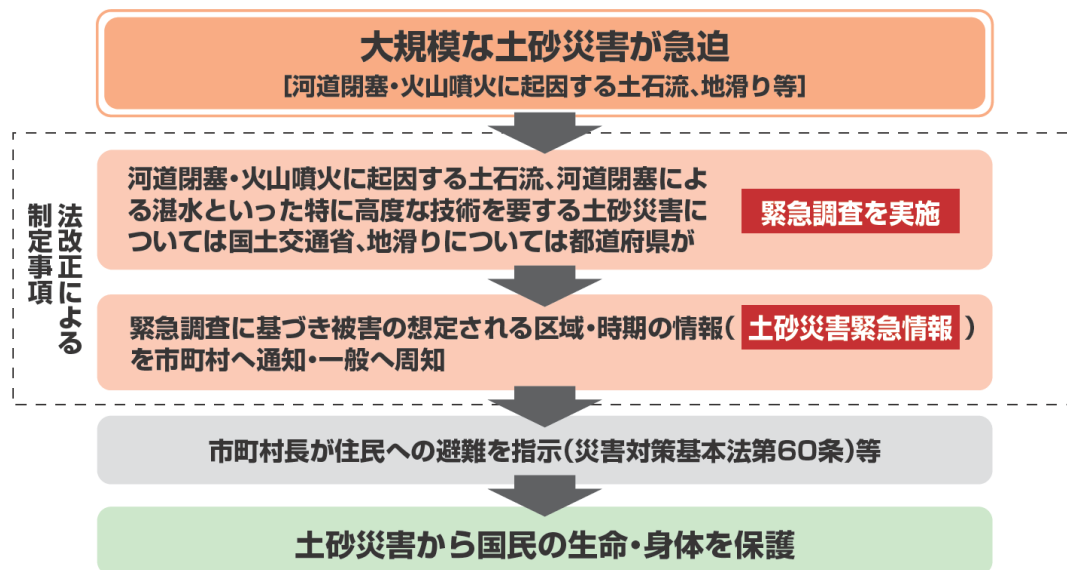
大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については都道府県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供することとします。

##### ■法改正の背景

- ①新潟県中越地震(平成16年)、岩手・宮城内陸地震(平成20年)の際、多数の河道閉塞(いわゆる天然ダム)が形成され、県など地元自治体からの要請を受け、緊急対策を国土交通省が支援しました。
- ②河道閉塞・火山噴火に起因する土石流および地滑り等による大規模な土砂災害が急迫している場合、
  - ・ひとたび発生すると広範囲に多大な被害が及ぶとともに時々刻々と変化するリスクの把握が必要となります。
  - ・住民に避難指示をする権限は市町村にあります。大規模な土砂災害の経験が少なく、避難指示の判断等の根拠となる情報を自ら入手することが困難なため、国土交通省又は都道府県による技術的支援が必要になります。

##### ■法改正に至る経緯

平成21年12月 「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」による提言  
平成22年11月 第176回国会にて成立(衆院・参院ともに全会一致) 法律公布  
平成23年5月 施行



(国土交通省発行 土砂災害防止法の一部改正についてのパンフレットより抜粋)

# 1. 土砂災害防止法一部改正の概要

## 1.2 国土交通省と都道府県が実施する緊急調査

### 緊急調査(法第26条、27条)

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については都道府県が緊急調査を行うこととしています。

- 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流〈国土交通省が実施〉
  - ・ 河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね20m以上ある場合
  - ・ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

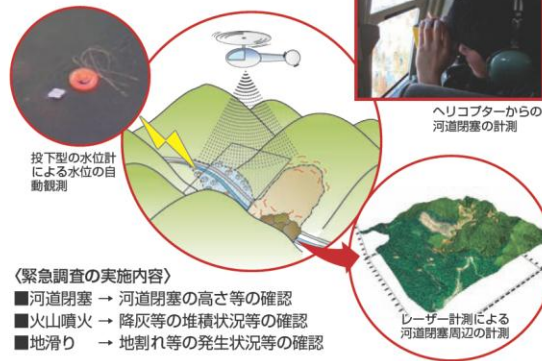
- 河道閉塞による湛水〈国土交通省が実施〉
  - ・ 河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね20m以上ある場合
  - ・ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

- 火山噴火に起因する土石流〈国土交通省が実施〉
  - ・ 河川の勾配が10度以上である区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合
  - ・ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

- 地滑り〈都道府県が実施〉
  - ・ 地滑りにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合
  - ・ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

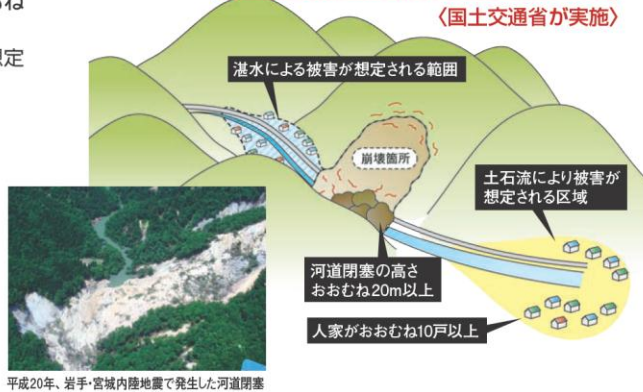
### 緊急調査

〈河道閉塞に関する調査イメージ〉



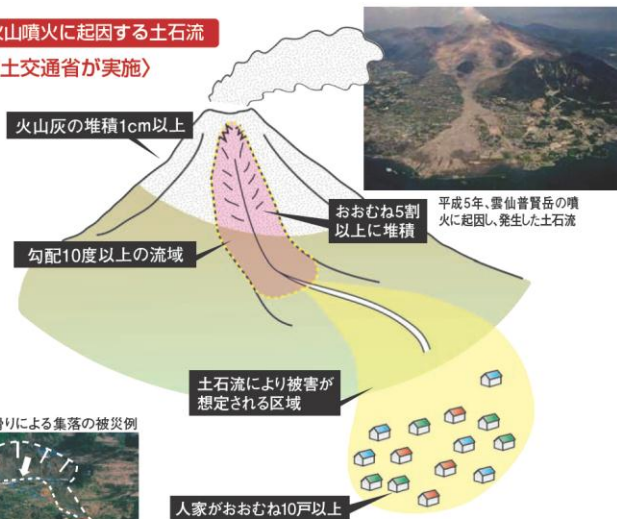
### 河道閉塞に起因する土砂災害(土石流及び湛水)

〈国土交通省が実施〉



### 火山噴火に起因する土石流

〈国土交通省が実施〉



### 地滑り

〈都道府県が実施〉

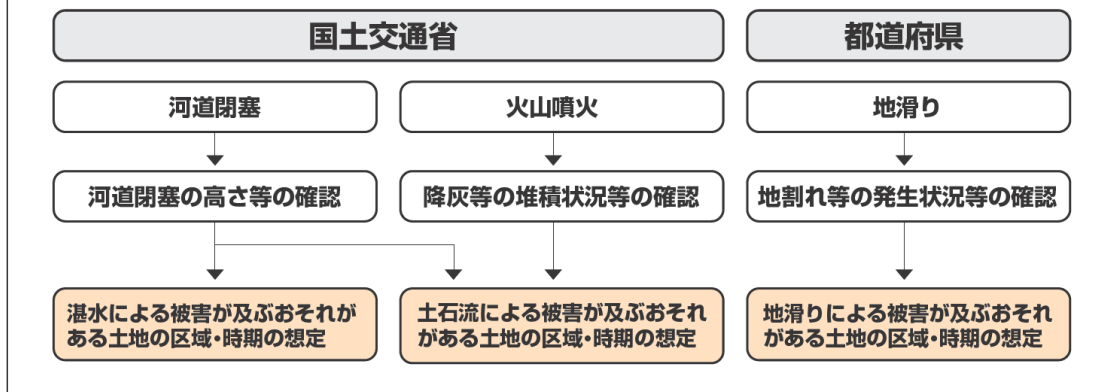


(国土交通省発行 土砂災害防止法の一部改正  
についてのパンフレットより抜粋)

# 1. 土砂災害防止法一部改正の概要

## 1.3 緊急調査の流れ、土砂災害緊急情報の流れ

### ■緊急調査の流れ



### 土砂災害緊急情報(法第29条)

国土交通省又は都道府県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知することとしています。

土砂災害緊急情報のイメージ(河道閉塞に起因する土石流)

**土砂災害緊急情報**

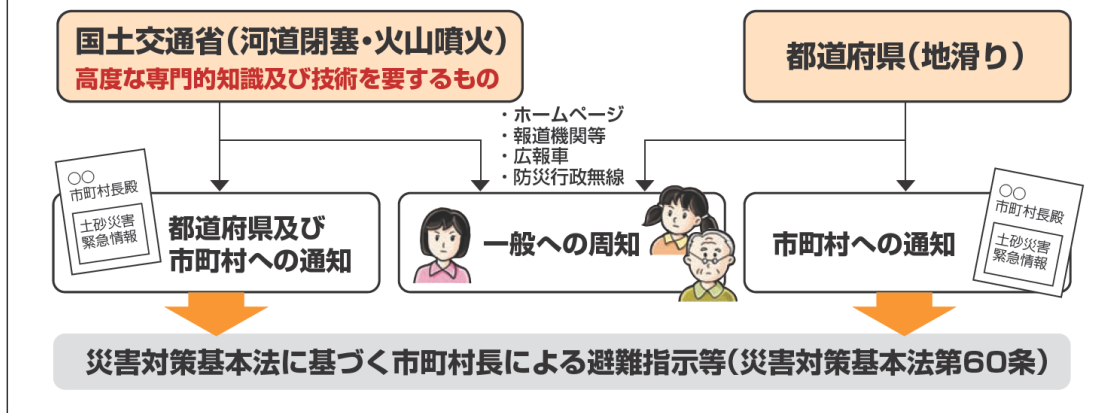
〇〇市長殿

国土交通省

〇月〇日、〇〇川の〇〇地区付近において、河道閉塞(天然ダム)が確認されました。

今後の降雨等により天然ダムの水位上昇が続いた場合、早ければ〇日〇時頃には天然ダムからの越流が始まり、天然ダムの決壊に伴い土石流が発生し、別図に示す〇〇集落等に到達するおそれがありますので警戒して下さい。

### ■土砂災害緊急情報の流れ



※国土交通省又は都道府県は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、国土交通省にあっては関係のある都道府県及び市町村に、都道府県にあっては関係のある市町村に随時提供することとしています。

(国土交通省発行 土砂災害防止法の一部改正についてのパンフレットより抜粋)